

プロ・社会人交流試合の申し合わせ事項

公益財団法人日本野球連盟
一般社団法人日本野球機構

1. 交流試合の実施について

(1)開催時期

都市対抗野球大会及び社会人野球日本選手権大会並びにプロ野球日本シリーズ開催中は行わない。
その他、プロ・社会人とも各行事に支障が出ないように配慮する。

(2)有料試合について

有料試合を開催する場合は、当該チーム間で協議し、申請の際に併せて報告する。

(3)申請手続方法と内容

<申請手続き>

- ①開催についての詳細は、当該チーム間(又は、連盟、協会など)で協議して決める。
- ②当該チームは、事前に申請書を提出することとする。ただし、有料試合を開催しようとする場合は、各々30日前までに承認を得ることとする。
※プロ球団は、日本野球機構へ申請書を提出する。
※社会人チームは、日本野球連盟へ申請書を提出する。
- ③日本野球機構と日本野球連盟は、それぞれ提出された書類内容を確認し各チームに返答する。
- ④試合終了後、試合結果を報告する。

<申請事項>

- ①対戦チーム ②開催期日 ③開催球場 ④担当者連絡先
- ⑤審判員、記録員の手配方法⑥入場料の有無など、その他必要と思われる事項。
※試合日程の発表は、日本野球連盟が各マスコミに対して行う。

<試合結果の報告>

- ①試合結果については、イニングスコア及びバッテリー、長打などを報告する。
- ②有料試合の場合は、有料入場者数を報告する。
※試合結果報告は、日本野球連盟傘下団体のみ、日本野球連盟に報告をする。

(4)審判員

審判員の手配は、当該チーム間で協議のうえ行う。

- ①日本野球連盟審判員の内、高校・大学の審判員を兼務している審判は、あらかじめ、日本学生野球協会の承認を得た者でなければならない。
- ②手当は、社会人審判員一人5,000円とする(交通費含む)。支払いは球場到着をもって発生する。
※プロ審判員経費は、12球団で検討し合意した内容に準ずる。

(5)傷害補償

- ①プロ選手は、統一契約書11条「傷害補償」により、業務と位置付ける。
- ②社会人選手は、各チームで対応する。(通常の試合と同じ)

(6)その他

- ①使用バット及び必要諸経費等については当該チーム間で協議する。

2. 現存の大会等への参加及び招待について

(1)プロ側の教育リーグ等への社会人チームの参加

前年同様参加は可能である。詳細は、プロ側主催連盟(または球団)と日本野球連盟で協議する。

(2)社会人野球公式大会(都市対抗、日本選手権、クラブ選手権は除く)へのプロチーム参加

社会人側主催各地方連盟と当該プロ球団で協議し、原則として前年の11月末日までに日本野球機構並びに日本野球連盟の承認を得ること。

以上